

河合町指定校変更及び区域外就学許可基準

事由	許可基準	証明する書類等	留意事項
身体的理由による場合	慢性疾患等により、希望校の通学区域内の病院に長期間かつ定期的に入（通）院加療を必要とすると認められる場合。また、院内学級に入級する場合。	区域外就学願書 医師の診断書	他市町村教育委員会との協議
	住所地が通学区域境にあり、健康上または身体的理由のため、通学に要する距離及び時間並びに安全性を考慮して、希望校に通学させる必要があると認められる場合。	区域外就学願書 指定校変更申立 医師の診断書	他市町村教育委員会との協議
いじめや不登校等の教育的配慮による場合	いじめや不登校等、学校生活に起因して、在籍校に通学することが困難となっている場合。また、就学校を変更することで当該児童生徒の心身の負担が軽減できると予測される場合。	区域外就学願書 指定校変更申立 学校長の所見	他市町村教育委員会との協議
	海外からの帰国等、著しい環境の変化により何らかの教育的配慮を要すると認められる場合。	区域外就学願書 指定校変更申立 パスポート(写)	他市町村教育委員会との協議 日本語指導員配置要請(県)
家庭環境による場合	家庭の事情（保護者の就労・長期入院等・介護を含む）により帰宅後、監護養育者がいない場合で、親戚代行者・学童保育等の預け先の住所による指定校への就学を希望する場合。	区域外就学願書 指定校変更申立 勤務証明書(就労) 医師の診断書(入院) 要介護者の診断書(介護)	他市町村教育委員会との協議
	家庭の事情(離婚によるトラブル等により住所を伏せて転居)により、指定校以外への通学が必要と認められた場合。	区域外就学願書 指定校変更申立	他市町村教育委員会との協議
	住宅の新築や購入等により転居が確定している場合。また、住宅購入による住宅金融公庫の借り入れに伴い事前転居が必要な場合。	区域外就学願書 指定校変更申立 建築確認通知書(写) 売買又は賃貸借契約書(写)	他市町村教育委員会との協議
その他個別事項に配慮する場合	学年の途中に転居または転出する場合。	区域外就学願書 指定校変更申立	他市町村教育委員会との協議
	当該児童生徒の居住地が、他の通学区域の地域と実態上同一の地域となっていると認められた場合で、かつ通学距離及び時間並びに安全性においても希望する学校に通学することが適当と認められた場合。	指定校変更申立	
	この基準に定める以外の事由で、教育委員会が特に必要と認められた場合。		